【令和８年度　第３回新潟地方最低賃金審議会　議事録】

1　日　時　令和8年8月5日（水）　16：00～17：10

2　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館 4 階　共用会議室

3　出席者

公益代表委員	長谷川会長、有元委員、磯部委員、上村委員、小淵委員
労働者代表委員	遠藤委員、田辺委員、小林委員、櫻井委員、永井委員
使用者代表委員	徳武委員、庭山委員、田中委員、竹越委員、廣井委員
事　務　局	黒部労働局長、岡崎労働基準部長
	木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

4　議題

（1）新潟県最低賃金専門部会報告

（2）新潟県最低賃金の改正について（答申）

（3）新潟県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

（4）その他

5　資料

配布資料のとおり

6　議事内容

【事務局　佐藤室長補佐】

それでは大変お待たせいたしました。定刻よりかなり遅れてのスタートとなりますが、ただいまから第 3 回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告申し上げます。本日は全員出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしており、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

本審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第 6 条に基づき、公開となっており、本日 6 名の傍聴者がおられます。また、報道機関から 2 社、2 名の記者の方が取材されておりますことをご報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行を会長にお願いいたします。

【長谷川会長】

それでは議事に入ります。

議題 1「新潟県最低賃金専門部会報告」です。

専門部会の審議結果を報告いたします。ただいま事務局が専門部会報告をお配りしますので、しばらくお待ちください。

（事務局から新潟県最低賃金専門部会報告を配布）

【長谷川会長】
お手元に渡りましたでしょうか。それでは有元部会長代理から報告をお願いいたします。

【有元会長代理（新潟県最低賃金専門部会　有元部会長代理）】
それでは、専門部会の報告をいたします。
専門部会では、令和 8 年 7 月 2 日に付託されました「新潟県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねてまいりました。
その結果、配布しております、報告書の別紙 1 の通り、新潟県の最低賃金を 58 円引き上げ、1 時間 1,108 円とする結論に達しましたことをご報告申し上げます。
その上で、当専門部会といたしましては、別紙 2 の通り、審議する中で、特に使用者代表委員からご主張のありました「中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境を整備するための、政府等への要望」を付帯決議として報告書の中で申し添えさせていただきます。
また、別紙 3 の通り、平成 20 年 8 月 6 日付中央最低賃金審議会の平成 20 年度地域別最低賃金改定の目安についての答申の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 7 年 10 月 2 日発効の新潟県最低賃金、時間額 1,050 円は、令和 6 年度新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところでございます。
専門部会の報告は以上となります。

【長谷川会長】
ありがとうございました。事務局から説明はございますか。

【事務局　木村室長】
専門部会報告の作成にあたり取りまとめられました公益委員見解の概略をご説明いたします。ただいま公益委員見解をお配りしておりますので、少しお待ちください。

（事務局から公益委員見解を配布）

【事務局　木村室長】
皆様お手元に届きましたでしょうか。それでは、ただいま配布しました公益委員見解をご覧ください。
はじめに、令和 8 年度の新潟県最低賃金の改正につきましては、7 月 29 日以来、本日に至るまで 4 回の会議を開催し、労使双方の委員から改定額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど、十分な審議を尽くしたところです。
しかしながら、労使の隔たりは大きく、合意に至らず、公益代表委員がこの見解を示すこととなりました。
公益委員見解の文中「2」に労働者代表委員の主張、文中「3」に使用者代表委員の主張となります。今までの審議の中で主張されている内容をまとめたものになります。
文中「4」の公益委員見解について、ご説明させていただきます。
今年度の改正につきましては、中央最低賃金審議会の公益委員見解に示している、目安制度の在り

方に関する全員協議会における令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理において、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後も地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、議論を重ね、日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針 2026 に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきたところです。

また、法に定める 3 要素については、(1)から(3)に記載させていただいております。労使双方の委員から、それぞれ新潟県の各資料を根拠に、合理性を有する意見をいただきました。労使双方が歩み寄りに向けて真摯な努力を重ねたにもかかわらず、全会一致には至らず、公益委員として見解を出したところとなります。

今回は、上記の賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力の 3 要素に加え、日本成長戦略等において示された地域間格差の是正という観点も踏まえ、これら 4 点について労使双方の主張を検討したところ、労使の最終提案額である 63 円と 44 円について、その根拠となる双方の主張を総合的に勘案した結果、引き上げ額 58 円としたところです。

最後の 6 ページになりますが、新潟県は中小企業・小規模事業者が多く、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境を整備するための政府等への要望をまとめております。

説明は以上となります。

【長谷川会長】

ご説明ありがとうございました。ただいま部会からの報告、事務局からの公益委員見解の概略をご説明いただきました。ここで労使それぞれの主張の総括と公益委員見解に対する意見表明はございますか。

まず、労働者代表委員、いかがでしょうか。

【労働者代表　遠藤委員】

労働者代表委員の遠藤でございます。労働者代表委員としましては、この後、採決になろうかと思いますが、賛成とさせていただきますので、改めてこの場で申し上げることはありません。真摯なご議論をさせていただいた委員の皆様、事務局の皆様、各種調整・ご準備いただきました皆様に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

【長谷川会長】

ありがとうございます。次に、使用者代表委員からのご意見はございますか。

【使用者代表　徳武委員】

この度の専門部会におきます私どもの主張について、二者協議で非公開となった部分のものも含めまして、改めて要点を述べるとともに、見解に対する賛否を表明させていただきます。

ただいま配られました公益委員見解をお持ちの方は、2 ページの使用者代表の意見をご覧になりながら聞いていただきたいと思います。

まず、最低賃金を含めて、賃金を継続的に引き上げることは、経営者にとって重要課題と考えております。しかしながら、そのためには生産性の向上の裏付け、平たく申し上げれば、この先も賃上げの原

資が確保できることが必要と考えております。

また、最低賃金につきましては、罰則を伴って一律強制適用されるものであります。経営判断や労使交渉による賃上げとは意味合いが全く異なりますことから、最低賃金法の趣旨を踏まえて、法の定める 3 要素について、客観的なデータに基づいて、合理性・納得性のある最低賃金額がいくらであるのか、十分に検討を重ねた上で議論に臨んでまいりました。

まず私どもの 3 要素についての認識について若干説明させていただきますが、最初に生計費につきましては、現行最低賃金で 1 ヶ月働いた場合、新潟県の人事委員会の標準生計費に、物価の上昇率と税金や社会保険料の負担に加え、一定の余裕分を見込んだ金額を上回っており、加えて、新潟市における最近の物価上昇率は低下傾向にあること、それから政府の物価高騰対策の継続や中低所得者の飲食料品の消費税を実質ゼロといった政策の実現により、実質的な家計の負担は軽減されると見込んでおります。

また、賃金につきましては、新潟県の毎月勤労統計調査の所定内賃金の上昇率、あるいは県内の商工会議所・日本商工会議所・東京商工会議所の賃上げに関する調査結果を参考にしますと、地方企業の賃上げ率は最も高いもので 4.20%となっておりまして、うち地方の小規模企業では 3.56%という結果となっておりました。

こうした賃上げに関する調査結果は、各企業におきまして、地域内の労働者の生計費、賃金水準、自社の支払能力、こういったものを総合的に勘案された結果であり、これを重視する方針でございます。

通常の賃金支払能力につきましては、日銀新潟支店の短観では景気 DI の先行きは悪い幅が拡大し、今年度下期の経常利益もマイナス幅が拡大するとされております。また、新潟財務事務所の法人景気予測調査でも経常利益がマイナスとなると見込まれており、県内主要商工会議所や経済研究機関などの調査でも、先行きの収益状況については厳しいという見方が示されているところでございます。

また、これらの調査結果に加え、県内企業の価格転嫁率が 40%程度にとどまっていること、中東情勢悪化の影響、また県内企業の労働分配率が 81.6%で全国 5 番目に高いことも考慮すべきであると主張をいたしました。

さらに、県内では中小・小規模事業者が大部分を占めます一方で、最低賃金はこれまで大企業の賃上げ率を大きく上回る引き上げが続いており、今般公益委員見解で示されました 58 円の引き上げは、率では 5.52%となりますが、これは先ほど申し上げました賃上げの調査ばかりでなく、例えば、連合新潟さんが公表されました小規模組合の 3.85%、全体の 4.68%も超えておりますし、昨日経団連が公表いたしました大企業の 5.37%をも上回る水準となっております。

そうした中で、信用調査機関の調査によれば、人件費などのコスト上昇が要因の 1 つと見られる県内の倒産件数や休廃業・解散件数が高水準となり、新潟労働局の統計では、パートタイマーの求人数の前年割れ傾向が、最低賃金が大幅に引き上げられるようになった令和 5 年度から顕著となっておりますことから、私どもは、最低賃金の引き上げがこうした事象と関連している可能性について、強い懸念を有しております。

以上から使用者代表委員としては、各商工会議所の賃上げに関する調査結果や、新潟労働局の公表資料において、常用的パートの求職者の方の希望賃金の平均が現行最低賃金プラス 40 円の 1,090 円となっていることなどに基づきまして、3.0%から 4.2%、額では 32 円から 44 円の引き上げが適当と考えているところでございます。

以上から公益委員見解で示されました引き上げ額につきましては受け入れることができるものではなく、使用者代表委員といたしましては、これを妥当とする責任を共有できるものでないことから、賛

成することができないと考えております。
なお、中小･小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については、地方のこういった事業者に政府などの支援が十分届いていない実情を踏まえ、特に地方の中小･小規模事業者に配慮し、生産性向上や事業の継続などの原資確保につながる取り組みの強化を求めるべきであることを申し添えさせていただきます。
以上でございます。

【長谷川会長】
ありがとうございました。残念ながら専門部会では全会一致に至りませんでした。
よって、専門部会の報告の通り、新潟県の最低賃金の改正をすることにつきまして、当審議会で議決したいと思います。
それでは、議題の 2、新潟県最低賃金の改正について、に進みたいと思います。先ほどの部会報告を踏まえて答申文案を事務局から配布をお願いいたします。

（事務局から答申（案）を配布）

【長谷川会長】
お手元に届きましたでしょうか。それでは答申（案）を読み上げてください。

【事務局　久川賃金指導官】
では、読み上げさせていただきます。
新潟労働局長　黒部恭志　殿
新潟地方最低賃金審議会長　長谷川雪子
新潟県最低賃金の改正決定について（答申）
当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け、新労発基 0702 第 1 号をもって諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 の通りの結論に達したので答申する。
その上で、当審議会としては、中小企業･小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境整備に取り組むよう、別紙 2 の通り政府等に対し強く要望すべきであることを申し添える。
また、別紙 3 の通り、平成 20 年 8 月 6 日付「中央最低賃金審議会の平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータで比較したところ、令和 7 年 10 月 2 日発効の新潟県最低賃金、時間額 1,050 円は、令和7年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを報告する。（注　この説明には誤りが含まれていたため、本議事録7ページのとおり、休会後、答申案を差し替えの上、事務局説明において訂正された。）

別紙 1
新潟県最低賃金を次の通り改正決定すること。
1　適用する地域：新潟県の区域
2　適用する使用者：前号の地域内で事業を営む使用者
3　適用する労働者：前号の使用者に使用される労働者
4　前号の労働者に係る最低賃金額：1 時間 1,108 円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの：精皆勤手当、通勤手当、および家族手当
6　効力発生の日：令和 8 年 10 月 1 日

別紙 2
政府等への要望

中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境を整備するためには、特に地方の事業者に十分配慮しながら、生産性向上の支援、価格転嫁対策の徹底、官公需における適切な対策等を通じて、賃上げ原資の確保につながる取組みを継続的に実施することが重要である。

このため、生産性向上や経営基盤強化への支援については、生産性向上や事業成長のみならず、事業継続に向けた経営支援のさらなる強化と周知を図るとともに、賃上げ関連策を含む各種助成金・補助金について、補助率・助成率の引き上げ、要件緩和、申請手続きの簡素化及び相談・支援体制の強化を行うよう強く要望する。

また、価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法（以下「取適法」という）及び受発注中小企業振興法の着実な執行に向け、行政の執行体制の強化と制度のさらなる周知徹底を図ることを要望する。

加えて、取適法の対象外となる取引についても、独占禁止法上の告示や知的財産権等の適切な取引に関する指針の周知・遵守を徹底し、取引適正化に向けた実効性ある対応を進めることを要望する。

あわせて、消費者に対しても価格転嫁への理解醸成に取り組むことが重要である。

官公需においては、官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの着実な実行に加え、価格基準の見直し、取引状況の見える化、地方公共団体に対する伴走支援等を推進し、価格転嫁及び取引適正化を強力に進めることを要望する。

また、年度途中に最低賃金額が改定された場合においても、受託事業者が最低賃金の履行確保に支障をきたすことがないよう、発注時における十分な配慮を求める。

さらに、いわゆる年収の壁への対応として、事業主に対する支援策の拡充や、令和 8 年 4 月から開始された被扶養者の新たな認定方法について、円滑な運用が図られるよう必要な措置を行うことを要望する。

加えて、地方自治体や商工団体等が実施する、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げ環境整備に向けた取り組みに対し、財政面及び人的体制面からの支援を充実することを要望する。

あわせて、最低賃金審議の更なる充実に向け、中央及び地方の最低賃金審議会において指摘されている企業の支払能力に関する指標不足等の課題を踏まえ、各種調査・統計の拡充や分析の高度化を進め、審議に必要なデータ基盤を強化することを要望する。

別紙 3
新潟県最低賃金と生活保護との比較について
1　地域別最低賃金
（1）県名：新潟県最低賃金
（2）最低賃金額：時間額 1,050 円
（3）発効日：令和 7 年 10 月 2 日
2　生活保護水準

(1) 比較対象者：12歳から 19 歳・単身世帯者
(2) 対象年度：令和 6 年度
(3) 生活保護水準（令和 6 年度）：生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額） 99,511 円

3　生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の(3)に掲げる金額等を比較すると、新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

なお、1 箇月換算額：1,050 円（新潟県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝150,372 円。

以上でございます。

【事務局　木村室長】

採決の前に、会長にお願いがございます。事務局から採決準備のため、10 分程度、お時間をいただけますでしょうか。

よろしくお願いします。

【長谷川会長】

それでは、事務局が準備作業のため、10分間、休会といたします。

（休会）

【長谷川会長】

それでは、審議を再開します。

また、事務局から答申案は改めてお配りしましたが、お手元に届きましたでしょうか。

事務局から説明をお願いします。

【事務局　木村室長】

先ほど答申案を読み上げさせていただいたところでございますが、その中で最後の生活保護費の水準の関係で、誤記がありましたので、ただいま差し替えをお願いしたいと思います。

内容につきましては、令和 7 年 10 月 2 日発効の新潟県最低賃金、時間額 1,050 円ではございますが、この比較する生活保護水準の年度は、昨年 10 月 2 日に発効しておりますので、令和6年度の水準を下回っていなかったこととなりますので、先ほどお配りしました答申案の別紙 3 の方は正しく記載されているところですが、答申案の表紙が、本来であれば「令和 6 年度」であるものを「令和7年度」と誤記となっておりましたので、このたび差し替えをさせていただいたところでございます。

大変申し訳ございませんでした。

よろしくお願いします。

【長谷川会長】

ありがとうございました。それでは今修正いただきました、この答申文案について採決を行いたいと思います。

今年度の改定額につきましては 58 円引き上げまして 1,108 円とすること、並びに政府への要望にかかる付帯決議を含めた答申案について採決を行いたいと思います。

採決は 3 回に分けて行います。

1 回目は改定額 1,108 円を内容とする別紙 1 と生活保護との比較の別紙 3 を一緒に、皆さんの賛否の意向を伺います。

2 回目は政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 について、皆様の賛否の意向を伺います。

3 回目はこの全体として別紙 1 から別紙 3 まですべて含めた答申案全体について賛否を伺う形とさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは 1 回目の採決を行います。別紙 1 と別紙 3 について賛成の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】

9 名であります。

【長谷川会長】

次に反対の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】

5 名であります。

【長谷川会長】

賛成 9 名、反対 5 名でしたので、改定額を 1,108 円とする内容の別紙 1 と生活保護との比較の別紙 3 については、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成と認められました。

続いて、2 回目の採決を行います。政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 に賛成の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】

14 名であります。

【長谷川会長】

政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 については全会一致と認められます。

続いて 3 回目の採決を行います。

この答申案全体につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】

9 名であります。

【長谷川会長】

次に反対の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　5名であります。

【長谷川会長】
　賛成 9 名、反対 5 名でしたので、賛成多数によりまして最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成と認められます。
　よって、専門部会報告の通り決定いたします。
　それでは答申文案の通り答申いたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　それでは、会長、局長は前へお進みください。報道の方は撮影のご用意をお願いいたします。

　（答申授与）

【事務局　佐藤室長補佐】
　では、会長、局長はお席へお戻りください。

【長谷川会長】
　答申の案の取れたものを今時点準備できませんでしたので、案を消していただきたいと思います。
　よろしくお願いいたします。ただいま決定いたしましたので、配布されたこちらの「案」の部分を消去願います。

【長谷川会長】
　以上をもちまして、新潟県最低賃金の改正を局長に答申いたしました。
　これまでの関係委員各位のご苦労に感謝いたします。ありがとうございました。

【事務局　黒部労働局長】
　それでは私から一言ご挨拶させていただきます。ただいま会長より新潟県の答申をいただきました。委員の皆様におかれては真摯にご審議いただき、また大変難しい判断をされたことを承知しております。今日のような環境の中でいただきましたことに感謝申し上げます。
　この答申を踏まえまして、我々事務局としましては、異議申出の公示等の手続きを経ることとなりますけれども、最低賃金の決定後は周知が何よりも重要と考えております。その徹底に努めて参りたいと思います。
　加えて今回の改正により大きな影響を受けられます事業者、特に小規模事業者の皆様方に関する政府への要望につきましては、確実に伝えてまいりたいと考えておりますし、助成金等各種の支援策につきましても、これまで以上に案内するとともにご利用いただけますよう、丁寧な説明に努めて参りたいと考えております。
　以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【長谷川会長】
それでは今後の日程等につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局　木村室長】
今後の日程としまして、異議申出の日程についてご説明いたします。
本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条及び最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、本日公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 8 月 20 日木曜日までが異議申出期間となります。
異議申出期間終了後の 8 月 21 日金曜日に開催予定の第 4 回本審で申出のありました異議の取り扱いについてご審議いただくこととなります。
なお、8 月 21 日の審議の際に、本日の答申通りに決定することが適当との審議結果となりましたら、官報公示を行い、10 月 1 日の発効予定となります。
以上です。

【長谷川会長】
ありがとうございました。
それでは次に議題の 3、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
それでは資料 No.1 特定最低賃金の申出に関わる資料をご覧ください。
当局には、現在適用されております、特定最低賃金として、「電子部品･デバイス･電子回路･電気機械器具･情報通信機械器具製造業」、「自動車（新車）･自動車部分品･附属品小売業」、「各種商品小売業」の 3 業種がありますけれども、この 3 業種すべてから改正に関わる申出が提出されました。
配布させていただいた資料は抜粋となりますが、いずれも申出を行う者が代表する基幹的労働者の範囲を明らかにする書類、あるいは労働協約等が提出されました。
また、必要事項に申出する者が代表する基幹的労働者の範囲、あるいは申出の理由等が記載されていることを事務局の審査において確認しております。
申出の要件ですが、すべての業種において、労働協約ケースの申出の要件である同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の者の合意が必要となります。
事務局において、各申出を審査いたしましたところ、本年度はいずれも受付締め切り時点で要件を満たしているものとして受理いたしました。
従いまして、改正の必要性について、局長から諮問させていただきます。

【事務局　佐藤室長補佐】
それでは局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきます。恐れ入りますが、会長、局長は前へお進みください。
記者の方は写真を撮影される方は撮影場所へご移動ください。

【事務局　黒部労働局長】
　最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の 2 の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。
　「新潟県電子部品･デバイス･電子回路･電気機械器具･情報通信機械器具製造業最低賃金」
　「新潟県自動車（新車）･自動車部分品･附属品小売業最低賃金」
　「新潟県各種商品小売業最低賃金」

　（諮問授与）

【事務局　佐藤室長補佐】
　会長、局長はお席へお戻りください。また写真撮影で移動された方もお戻りください。

【長谷川会長】
　ただいま既存の 3 業種に係る特定最低賃金の必要性について諮問を受けました。
　早速ご審議いただきたいと思います。
　それでは「電子部品」、「自動車」、「各種商品小売業」の順でご審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
　まず、事務局から諮問文の写しを配布しますのでお待ちください。

　（事務局が諮問文写しを配布）

【長谷川会長】
　それでは進めていきたいと思います。最初に電子部品の特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。
　まず、労働者代表からご意見を伺いたいと思います。

【労働者代表　永井委員】
　労働者代表委員の永井でございます。申出書の方を 7 月 9 日にご提出し、同日に準備いただいております。
　申出の理由については、資料の通り記載の通りですが、申出の理由については、適用労働者数が概ね 3 分の 1 を超えていること、最も低い労働協約上の賃金額についても 1,213 円で基準を満たしていると考えておりますので、審議の方よろしくお願いしたいと思います。
　以上です。

【長谷川会長】
　ありがとうございます。次に使用者代表からご意見を伺いたいと思います。

【使用者代表　徳武委員】
　使用者代表委員からの意見の前に、一言申し上げたいと思います。

熊本地震がございましたが、皆さんも報道でご覧になったと思いますけども、本日ご出席されている組合の皆さんそれぞれに属されています業界において、非常に甚大な被害を受けていらっしゃる企業が多く、また被害を受けているのは企業もそうですけれども、組合員の皆さんとか、従業員の皆さんが、大きな被害を受けられていると思いますし、また今後の復興の並々ならぬご苦労をお察ししますと、非常に私どもも胸が痛むばかりでございます。

そこで、この場をお借りいたしまして、使用者委員を代表いたしまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは本題に戻らせていただきまして、ただいまいただきました申出につきましては、申出書の方を本日いただいたばかりですので、内容の方をよく確認をさせていただいて、次回の審議会において、使用者代表の考えについて、表明させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【長谷川会長】

ありがとうございます。電子部品について必要性の諮問および関連資料につきましてご質問はございませんか。よろしいですか。それでは今ご提案がありました通り、電子部品の特定最低賃金については継続審議ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの発声）

【長谷川会長】

異議なしとのことですので、改正決定の必要性について継続審議といたします。

それでは引き続き自動車の特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。

まず労働者代表からご意見を伺いたいと思います。

【労働者代表　田辺委員】

労働者代表委員の田辺でございます。よろしくお願いいたします。

申出書につきましては 7 月 24 日に提出をさせていただいております。

人数の方ですが、概ね 3 分の 1 で、少ない数字ではありますけれども、提出させていただいているところであり、最も低い労働協約の金額が 1,070 円になりますので、今般、地域別最低賃金の方が決まりましたところで、改正を求めたいところでございます。

よろしくお願いいたします。

【長谷川会長】

ありがとうございます。次に、使用者代表からご意見を伺いたいと思います。

【使用者代表　徳武委員】

今ほどの申出につきましても、先ほどの電子部品と同様ですけれども、申出書の方を今いただいたばかりですので、内容の方をよく精査させていただきます。

また、企業内協約の最低賃金についてもお話がありましたけれども、次回の審議会の時に、私どもの考え方を述べたいと思います。

それまでにぜひ関係者と協議を進めていただきまして、制度の要件に適合していただくようにお願いしたいと思います。

【長谷川会長】
ありがとうございます。自動車についての必要性の諮問および関連資料につきましてご質問はございませんか。よろしいですか。
それでは電子部品と同様、この自動車の特定最低賃金につきましても継続審議ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの発声）

【長谷川会長】
ありがとうございます。異議なしとのことですので、改正決定の必要性については継続審議といたします。引き続きまして各種商品小売業の改正の必要性について審議をいたしますが、事務局から補足説明があるようですのでお願いいたします。

【事務局　木村室長】
各種商品小売業に関わる申出書は7月7日に受理をさせていただいたところです。
受理をさせていただいた時点では、地域別最低賃金が1,050円であったので、協約の中で最も低い賃金が1,095円と上回っており、記載されている基幹的労働者数の比率の要件を満たしていたことでございます。
しかし、ただいま地域別最低賃金が1,108円と決定しましたので、現時点でこの要件を満たす対象の人数が少なくなったことになります。
以上でございます。

【長谷川会長】
ありがとうございます。それではまず労働者代表からご意見を伺いたいと思います。

【労働者代表　小林委員】
労働者代表委員の小林でございます。先ほど事務局の方からもお話がありましたように、今回の引き上げによって1,100円を超えてきたことで、最も低い労働協約の金額の1,095円をまず超えたということでございます。
現在、この申出段階では63%、3分の1を大幅に超えておりましたが、こちらの部分が若干低くなってくるところでございますが、よろしくお願いいたします。
以上です。

【長谷川会長】
ありがとうございます。次に使用者代表からご意見を伺いたいと思います。

【使用者代表　徳武委員】

それでは各種商品小売業につきましても、先ほどの自動車と同様と考えております。
次回の審議会において、私共の考えを申し述べたいと思いますが、是非、労側で制度要件に適合するよう尽力をお願いしたいと思っています。

【長谷川会長】
ありがとうございます。各種商品小売業について必要性の諮問および関連資料につきましてご質問等ございませんか。
特にないようでしたら、各種商品小売業の特定最低賃金につきましても継続審議ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの発声）

【長谷川会長】
それでは異議なしとのことですので、改正決定の必要性につきましては継続審議といたします。それでは審議を行った結果、3 つの特定最低賃金については継続審議とすることが確認されましたので、次回の本審におきまして改正の必要性の有無について改めて審議をすることといたします。続きまして議題の 4、その他について事務局から何かございますか。

【事務局　木村室長】
特にございません。

【長谷川会長】
それでは議事進行を事務局へお返しします。

【事務局　佐藤室長補佐】
ありがとうございました。
事務局説明をさせていただきます。
今後の日程になります。
次回、第 4 回本審でございますが、8 月 21 日金曜日、午前 10 時から、本日と同じこの会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、異議の申し立てにつきましては、ホームページ等において案内をさせていただきますが、8 月 20 日が期限となりますので、よろしくお願いいたします。
日程の説明としましては以上となります。
この件につきまして、ご質問がございますでしょうか。
ないようでしたら、以上をもちまして、第 3 回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。
お疲れ様でした。